

中央土地区画整理事業施行区域における住民意向調査業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1 趣 旨

この要領は、中央土地区画整理事業施行区域における住民意向調査業務（以下「本業務」という。）にあたり、企画提案を募り、価格のみならず、企画提案書、プレゼンテーションの内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の受託候補者として選定する方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務委託名称
中央土地区画整理事業施行区域における住民意向調査業務委託
- (2) 業務区域
和光市新倉1丁目の一部、下新倉3丁目、下新倉4丁目の一部（約105.2ha）
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 業務規模
7,590,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (7) 委託料の支払い
委託料の支払いは、業務完了後、支払い請求に基づき支払うこととする。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出時点で、次に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。なお、複数の事業者による共同提案は認めないものとする。（契約締結後に協力事業者を加えることを拒むものではない。）

- (1) 一般要件
 - ① 令和5・6年度和光市入札参加資格者名簿に登録を有する者であること又は次に掲げる書類を提出できること。
 - ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの。））（写し可）
 - イ) 営業経歴書（様式第6号）
 - ウ) 委任状（様式第7号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
 - エ) 財務諸表（直近1年事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
 - オ) 未納税額のないことの証明書（和光市内に事業所（本社、支社、支店、営業所

等)がある場合。) (写し可)

カ)「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)【管轄の
税務署で発行】 (写し可)

- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ③ 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成22年要綱第17号)による入札参加を停止されている者でないこと。
 - ④ 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - ⑤ 過去2年間に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は過去6か月以内に手形もしくは小切手の不渡り事故を出している者でないこと。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者でないこと。
 - ⑦ 国税及び地方税に未納がないこと。
 - ⑧ 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
 - ⑨ 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。
- (2) 個別要件
- ① 過去10年以内に、土地利用に係る住民説明会支援および住民意向調査に関する官公庁からの業務(以下「同種業務等」という。)の受託実績(履行完了しているものに限る。)があること。なお、それぞれ別々の委託業務であっても、同種業務等として認めるものとする。また、同種業務等については、長期未着手土地区画整理事業施行区域におけるまちづくりの方針の検討を併せて行っていることが望ましい。
- (3) 配置予定技術者要件
- ① 配置予定技術者は、参加表明書に記載された所属の企業に常勤雇用されている者とする。
 - ② 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うために必要な能力及び経験を有している者で、技術士(建設部門:都市及び地方計画)又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有していること。また、担当技術者についても同資格等を有していることが望ましい。
 - ③ 管理技術者は、過去10年以内に、個別要件に関する業務の受託従事実績があること。なお、実績については、管理技術者又は担当技術者として従事した実績であること。
 - ④ 管理技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

4 質問及び回答

質疑がある場合は、質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、公平性を期すため、電子メール以外による方法での質問は一切受け付けない。

(1) 提出書類 質問書（様式11）

(2) 提出期限 令和6年5月17日（金）午後1時まで（必着）

(3) 提出方法 電子メール

※ 件名は「中央土地区画整理事業施行区域における住民意向調査業務プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

※ 必ず開封確認メールで送付すること。

※ 電子メール受取後、開封確認メールを送信する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、「12 問い合わせ先」に電話で確認すること。

※ 電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととする。

(4) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

(5) 質問の回答

質問に対する回答については、一括して取りまとめ、令和6年5月21日（火）に和光市ホームページにて公開する。回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

※ 提出書類の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。（添付書類は除く。）

① 参加表明書（様式1）

・必要事項を記入の上、提出すること。

② 会社概要（様式2）

・建設コンサルタント等登録規程による登録証明の写しを添付すること。

③ 業務実績調書（様式3）

・同種業務等の実績が証明できるもの（契約書の写し又はテクリスの登録確認書）を添付すること。

④ 業務実施体制（様式4）

・本業務の実施にあたっての取組体制について記入すること。

⑤ 配置予定技術者の経歴（様式5）

・配置予定技術者1名につき1枚に記載する。（両面印刷可とする）

・保有資格等を記載し、保有資格者証の写し、雇用関係を証明する書類（保険証等）の写しを添付すること。

・同種業務等に従事したことがわかる書類（契約書の写し又はテクリスの登録確認書）

を添付すること。また、本業務における役割・業務内容等を記入すること。

・同種業務等については、再委託による業務等は除く。

⑥ (令和5・6年度和光市入札参加資格者名簿に登録がない事業者のみ) 3(1)①各番号に記載する書類

⑦ 誓約書(様式8)

(2) 提出部数 正本1部(提出書類①～⑦)、副本1部(提出書類③～⑦)

※ 各様式の添付書類は正本のみに添付すること。

※ 左側2か所をステープラーで止めること。

(3) 提出期限 令和6年5月24日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法 原則郵送とすること。

※ 郵送の場合は、提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。

※ やむを得ず持参する場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(5) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

(6) 参加資格審査結果の通知

提出書類をもとに参加資格の確認を行い、参加表明書を提出したすべての事業者に対し、令和6年5月30日(木)に参加資格審査結果を電子メールにて通知する。

参加表明書を提出した事業者が5社を超えた場合、参加資格審査により上位5社を選定する。選定された事業者へは、「提案書の提出依頼書」を併せて送付するので、下記6に基づき、企画提案書等の提出を行うこと。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「5 参加表明書等の提出」による参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされ、企画提案書等の提出を依頼された者(以下「提案者」という。)は、以下の書類を提出すること。

※ 提出書類の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

※ 副本には、提案者を特定することができるような記述やロゴマーク等は記載しないこと。

※ 企画提案書等の作成には、令和5年度実施の自治会役員向け事前説明会資料を参考にすること。(参加表明書等を提出した者に対して、資料のPDFファイルを電子メールにて送付する。)なお、本プロポーザルの企画提案書等の作成以外の目的で使用することを禁ずる。

① 提案書表紙(様式9-1、様式9-2)

・提出書類の先頭ページとして使用すること。

・企画提案書等の提出を依頼した通知にある企画提案番号を記載すること。

・正本には、代表者等を記入の上、提出すること。

② 企画提案書（任意様式）

- ・原則A4用紙縦使い、横書きで4枚以内（両面印刷可、8ページまで）で記載すること。ただし、図やイラストの利用は可とし、A3用紙を使用した場合は、A3用紙片面1枚につき、A4用紙1枚を両面使いした場合の2ページ扱いとする。
- ・業務実施方針、業務フロー、及び次に掲げる3つの特定テーマについては、必ず記載すること。

ア) 中央土地区画整理事業施行区域の現状と課題

イ) 住民説明会の内容及び資料づくり、アンケート内容及び集計・分析方法の提案

ウ) 令和7年度以降のまちづくりの進め方の提案

③ 工程計画（様式10）

- ・業務スケジュールについて、作業項目ごとに実施時期を記入すること。
- ・様式7を基本に作成することとし、A3用紙（片面印刷）を片袖折りにして1枚以内で記載すること。ただし、提案の内容に応じ、項目の追加、修正をして差支えない。

④ 参考見積・内訳書（任意様式）

- ・本要領に定める業務規模金額を超える又は、業務の遂行が困難と考えられる過度に低い金額を提示した提案者は、選定の対象としない。

- (2) 提出部数 提出書類①～④を取りまとめて7部（正本1部、副本6部）
※ 左側2か所をステープラーで止めること。
- (3) 提出期限 令和6年6月17日（月）午後5時まで（必着）
- (4) 提出方法 原則郵送とする。
※ 郵送の場合は、提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。
※ やむを得ず持参する場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (5) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

7 提案の審査・優先交渉者の選定

(1) 審査方法

審査及び選定にあたっては「中央土地区画整理事業施行区域における住民意向調査業務委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、以下の審査方法をもって提案事業者ごとに提案内容を審査する。なお、選考委員会は一部公開とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）について審査を実施する。なお、提案者が1者のみの場合であってもプレゼン等は実施する。

- ① 実施日時 令和6年6月24日（月）（時間の詳細は別に通知する。）
- ② 実施場所 和光市役所（場所の詳細は別に通知する。）
- ③ 実施方法

- ア) プレゼン等の時間は準備及び片付けを含め45分以内とする。
 (準備5分以内、説明20分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内)
- イ) プレゼン等への出席者は3名以内とし、説明は配置予定の管理技術者又は配置予定の主となる実務担当者が行うこと。
- ウ) プレゼン等は、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、提出後の追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは和光市が用意するがパソコン等その他必要な機器は、出席者が当日持参すること。
- エ) プレゼン等は会社名を伏せて行うものとし、説明資料には事業者が特定される内容やロゴマーク等を記載しないこと。また、社章、名札の着用等、会社名が特定できるような言動はしないこと。
- オ) プレゼン等は非公開とする。

(3) 審査基準及び優先交渉権者の選定について

審査項目、審査内容及び配点は下表のとおりとする。各提案者の企画提案内容の評価を行い、各選考委員の評価点の合計により順位をつけ、最も高い評価合計点を獲得した提案者を優先交渉権者とし、併せて、評価合計点の順位にもとづき、次点者を特定する。ただし、最も高い評価合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として特定せず、該当者なしとする。

企画提案評価点（1人の選考委員あたり）

審査項目		審査内容	配点
業務実績		○同種業務等の受託実績は、本業務の目的に合った実績を有しているか。	10
実施体制		○配置予定技術者は、業務遂行に十分な知識、実績、マネジメント能力を有しているか。 ○配置予定技術者の同種業務等の従事実績は、本業務の目的に合った実績を有しているか。	10
業務工程		○業務の実施手順が妥当であり、工夫が図られているか。 ○各業務で想定されている業務量が工程計画に反映されているか。	10
テーマに対する提案	区域の現状と課題	○地域特性を踏まえた区域の現状を正確に把握しているか。 ○現在のまちの姿と、本来あるべきまちの姿の差（課題）を示しているか。	15

	住民説明会とアンケート	<p>○まちづくりに馴染みのない市民にも分かりやすい資料のイメージ、まちづくりに必要な情報や内容（将来像の選択肢）を示しているか。</p> <p>○まちづくりにおける、市民意向（生活満足度）や地域特性を確認できる内容を示しているか。</p> <p>○効率的・効果的な集計方法、有効な分析方法を示しているか。</p>	30
	今後の進め方	<p>○新たなまちづくりの実現に向けた業務ステップと、実施する各業務による効果が明確に示されているか。</p> <p>○地権者との合意形成の方法や進め方が明確に示されているか。</p> <p>○行政主体による整備と民間ノウハウの積極的な活用を併せた斬新な取組のイメージを示しているか。</p>	25
合 計			100

(4) 審査結果等について

① プレゼン等の開催通知

全ての提案者に、令和6年6月18日（火）に電子メールにてプレゼン等の詳細を通知する。

② 審査結果

全ての提案者に、評価結果を令和6年6月28日（金）に電子メールにて通知する。また、評価結果及び優先交渉権者の名称、代表者名、住所などを和光市のホームページで公表する。

8 契約の締結

(1) 仕様書等

本業務の仕様については、別途「中央土地区画整理事業施行区域における住民意向調査業務委託特記仕様書」に定める内容を標準とする。ただし、本業務の目的達成のため、優先交渉権者の提案内容に即し、和光市と優先交渉権者との間で協議を行ったうえで仕様書を確定させることとする。

(2) 契約の締結

優先交渉権者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合には、和光市契約規則（昭和44年規則第17号）の規定に基づき、随意契約を締結する。

なお、優先交渉権者の決定から契約締結までの間に、優先交渉権者が、「3 参加資格要件」に記載する要件を満たさなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、次点の者と同様の協議を行う。

9 スケジュール（予定）

本プロポーザルにおける事業者選定までのスケジュールは、次の通りとする。

（なお、都合により変更する場合がある。）

内 容	日 程
実施要領の公表	令和6年5月10日（金）
質問書の提出期限	令和6年5月17日（金）午後1時まで
質問に対する回答	令和6年5月21日（火）
参加表明書等の提出期限	令和6年5月24日（金）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和6年5月30日（木）
企画提案書等の提出期限	令和6年6月17日（月）午後5時まで
プレゼン等の開催通知	令和6年6月18日（火）
プレゼン等による審査	令和6年6月24日（月）
評価結果の通知	令和6年6月28日（金）
契約締結	令和6年7月上旬

10 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選考委員会の委員が認める場合

11 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法第51号）に基づくこととする。
- (2) 本業務のプロポーザルへの参加に関する書類の作成及び提出に係る費用は、すべて参加者側の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式12）を提出すること。
- (4) すべての提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者の変更は、特別な場合を除き変更することができない。
- (5) すべての提出書類は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (6) 提出された企画提案書等は、中央土地区画整理事業施行区域における住民意向調査業務委託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主

張は認めない。

- (7) 本業務のプロポーザルに参加することにより知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申し立て、問い合わせ等には一切応じない。
- (9) すべての提出書類について返却は行わない。また、選考委員会の審査等にあたり必要に応じて提出書類の複製を作成する場合があるので、複製に対する制限はないものとする。
- (10) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により、本実施要領及び業務委託内容等について変更する場合がある。

12 問い合わせ先

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 担当部署 | 和光市都市整備部都市整備課計画担当 |
| (2) 郵便番号 | 351-0192 |
| (3) 住所 | 埼玉県和光市広沢1番5号 |
| (4) 電話番号 | 048-424-9145 |
| (5) FAX | 048-464-5577 |
| (6) E-mail | e0100@city.wako.lg.jp |